議案第9号

南辻橋架替整備事業に伴う「墨田区立川四丁目、江東橋五丁目付近既設下水道管きょ撤去その3工事」(令和4年度分)の委託契約上記の議案を提出する。

令和4年6月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

南辻橋架替整備事業に伴う「墨田区立川四丁目、江東橋五丁目付近既設 下水道管きょ撤去その3工事」(令和4年度分)の委託契約

南辻橋架替整備事業に伴う「墨田区立川四丁目、江東橋五丁目付近既設下水道管きょ撤去その3工事」(令和4年度分)施行のため、下記の委託契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 南辻橋架替整備事業に伴う「墨田区立川四丁目、江東橋五丁目付 近既設下水道管きょ撤去その3工事」(令和4年度分)
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 1億8,000万円
- 4 契約の相手方 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都公営企業管理者 下水道局長 奥山 宏二
- 5 工 期 令和4年8月1日から令和5年3月31日まで
- 6 支出科目等 令和4年度 墨田区一般会計 土木費 道路橋梁費 道路新設改良費 委託料

(提案理由)

南辻橋架替整備事業に伴う「墨田区立川四丁目、江東橋五丁目付近既設下水道管きょ 撤去その3工事」(令和4年度分)を委託して施行する必要がある。

(参考)

南辻橋架替整備事業に伴う「墨田区立川四丁目、江東橋五丁目付近既 設下水道管きょ撤去その3工事」(令和4年度分)概要

委	託	件	名	南辻橋架替整備事業に伴う「墨田区立川四丁目、江東橋五丁目
				付近既設下水道管きょ撤去その3工事」(令和4年度分)
委	託	箇	所	墨田区立川四丁目14番から江東橋五丁目11番まで
委	託	概	要	右岸側既設橋脚撤去工事
				橋脚撤去工 一式
				仮設工 一式



案 内 図

